

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 30 年 5 月 31 日現在

機関番号：15301

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2015～2017

課題番号：15K03083

研究課題名(和文)子育て・教育に関わる基礎理論としての社会的規範理論の構築

研究課題名(英文)Construction of social norm theory as basic theory concerning child rearing and education

研究代表者

大江 洋(OE, Hiroshi)

岡山大学・教育学研究科・教授

研究者番号：80308098

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,600,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、「分配(正義論)」、「陶冶(人材育成論)」、「処遇(権利論)」という三つの規範の相互関係の検討から、子育て・教育に関わる基礎理論としての社会的規範理論を構築していくことを目的とする。正義論、平等論や権利論など、法哲学を中心とした基礎法学における研究手法ならびに先行業績を中心に利用しつつ、社会学、教育学や心理学など、広く他領域の研究成果をも咀嚼し、学際的な理論構築を目指す。

研究成果の概要(英文)：This research aims at building the mutual relationship of three norms, "distribution (justice theory)" - "education (human resource development theory)" - "treatment (rights theory)". It consists of social basic theory related to child rearing and education. I mainly focus this research on field of philosophy of law, such as justice theory, equality theory and rights theory, while also broadly conducting research results in other fields such as sociology, pedagogy and psychology. I also aim at constructing interdisciplinary theory.

研究分野：法哲学

キーワード：子ども論 子どもの権利 規範理論

1. 研究開始当初の背景

申請者は、二十年以上にわたって主として法哲学的視点から「子どもの権利」に関する研究を行ってきた。その初期の研究成果が、子どもの権利論の含蓄を広く権利概念一般への考察とつなげた拙著『関係的権利論』(2004、勁草書房)である。『関係的権利論』においては、M.ミノウなどの議論を利用しつつ、権利が持つ射程(権利ディスコース)や、種々の権利論が(しばしば暗黙裡に)想定してきた人間像が論じられ、それは子どもの権利論の中に豊かに含まれてきた論点であり、この論点を深めることが広く権利論一般への貢献となりうるとされた。本著作により申請者は、2005年度日本法哲学会奨励賞および第三回天野和夫賞を受賞することになった。また、自律と共同性の関係など、教育や子育ての社会的位置づけに関して、広い範囲(読者層)に対して一定の示唆を与えることが出来たと考える。たとえば、申請者の専攻(法哲学)を超えた学問領域において拙著の書評(日本福祉学会学会誌『社会福祉学』Vol.46-2、2005年)が掲載されたことなどである。

上記拙著における最も大きな課題のひとつは、「なぜ権利なのか」という点をさらに検討していくことにある。O.オニールが説くように、子どもの良き生を担保し充実させることは、子どもの権利保障よりも、子どもに対する種々の保護的行為や、子どもが身につけるべき能力や資質の育成などをおとなの側が配慮する(配慮するおとなの義務)ことなのではないか(陶冶論的志向)。あるいは、社会に存在する「財」をどのような原理によって子どもに分配するべきかを考えることの方が重要ではないのか(分配論的志向)。こうした、「なぜ(子どもの)権利なのか」という問題をまず、「親」「子」「国家(共同体・市民社会)」の三者関係(ステークホルダー間の関係)問題として論じた定評ある先行研究がA.ガットマンの単著 Democratic Education (1999年)である。ガットマンは「市民はいかに教育されるべきか」というテーマの下、国家主義的教育や親の専制でも、あるいは解放主義的教育でもない、「民主主義的教育」のありようを提言する。ガットマンのこの先行研究を消化しつつ、広く「教育・子育ての法哲学・社会哲学的位置づけ」を試論的に考察したものが、拙稿「教育・子育ての私事性と公共性」(井上達夫編『公共性の法哲学』所収、2006年、ナカニシヤ出版)であった。

この三者関係を研究する中で立ち現われてきた論点が、「子どもに対する処遇観と、子どもに関わる社会理論の密接な関係」であった。換言すれば、「子ども観」自体をある程度まとまって考察する重要性である。上記科研費の成果である、拙稿「子どもの権利を問うこと」(愛敬浩二編 講座人権論の再定位2『人権の主体』所収、2010年、法律文

化社)の中でも、今後解明すべき課題のひとつとして、「さらなる子どもという民族の民族誌の充実化(子ども学の発展の必要性)」(p.156)という点が結論のひとつとして挙げられた。

子ども論・子ども学は、グローバルなレベルではすでに学際的な「Childhood Studies」として定着しつつある。その学問的主導者であるA.ジェイムズらによれば、Childhood Studies が明らかにしてきた勘所とは、子どもおよび子ども文化が持つ「相対性(固有性)」とそこで示される「意想外の有能性」である。興味深いことに、相対性と有能性を持つ子どもという存在に対して相応の敬謙を示すべきではないかという観点が、実証的な研究が中心である Childhood Studies からしばしば示される。こうした視点から遂行された申請者の研究が、基盤研究(C)「子どもの権利論の基底に位置づく子ども論・子ども学」であり、主要な具体的成果としては、拙稿「子どもの権利論における人間学的基礎 子ども論・子ども学から」(『立教法学』83号所収、2011年)が挙げられる。

ここまでの申請者の子どもの権利研究の流れを再整理すると、関係的権利論研究において関係性に開かれた権利のありようを考察し、子育て・教育に関わるステークホルダー論・公共性論へと進み、そこでの子ども論を検討してきた。本研究では、これらの分節化された研究を広く「子育て・教育の社会的規範理論」として科研費の援助を受けながらまとめ返してみたい。その際には、「分配(正義論)」「陶冶(人材育成論)」「処遇(権利論)」という三契機が相補的な関係にあることを論証し、その理論化を図っていききたい。関連する萌芽的業績としては、すでに、拙稿「『子どもの権利』をめぐる関係性のありよう」(『神戸法学』第62巻 第1・2号所収、2012年)が挙げられる。

2. 研究の目的

「分配(正義論)」「陶冶(人材育成論)」「処遇(権利論)」という三つの規範の検討を軸とした本研究の目的を論点別に分節化して以下に述べる。

子育て・教育の社会的規範理論とは何か：子どもに関わる種々の社会理論(教育理論、児童福祉理論、子どもの権利論等々)および社会政策の中で想定されている規範理念(現状追認的なそれも含め)の相互関係を検討することの意義について考察していく。

分配論(正義論)としての規範理念：社会的な財・サービスを子どもに分配していく原理を正義論の観点から決定する場合の特質を検討する。将来世代に対する分配や、教育費用の公的負担が後に納税額として社会的に十分に回収される可能性(受益者負担問題)などの論点をもあわせて検討していく。

陶冶論(人材育成論)としての規範理念：国家有為の人材の育成、子どもの社会化、

市民的資質（シチズンシップ）の育成、人間の全面発達等々、これまで子育て・教育に関わる諸理論の中で想定されてきた種々の能力・資質およびその育成について、有効性および課題をも含めて検討していく。

処遇論（子どもの権利論）としての規範理念：子どもの実態・実像を把握することから、規範理論を立ち上げようとする諸理論、特に子ども中心論（child-centered theory）の典型である子どもの権利論の規範理論としての位置づけを、Childhood Studies の先行研究と対照させながら検討していく。

各規範理念の関係：子育て・教育の規範理論を構築する意味を踏まえつつ、上記の論点を検討した後に、各規範理念が相補性を持つことを論ずる。すなわち、「財分配原理」「陶冶の方向性」「あるべき処遇観」の三契機は子育て・教育にとって（少なくともその社会的側面にとって）欠くべからざるものであり、相互に補い合う関係にあることを考察していく。そうした相補性を検討することによってはじめて、現代日本社会およびグローバルなレベルにおける子育て・教育の規範理論がより良く構成されていく。

子育て・教育の社会規範理論を上記のように、「分配論 陶冶論 処遇論」という志向性の異なった理論の組み合わせという観点から行われたものはほとんど存在しない。あくまで、これまでは子どもに関わる、各々の正義論、教育論、権利論といった視角から研究が行われてきた。仮に試論的なものであっても、分離されてきた論点を統合しようとする発想を持つことにより、本研究が持つ先進性は非常に高いと言える。さらに、子どもの貧困対策などの社会政策的課題を視野に入れることで、理論と実践、基礎と応用の連関が期待できる。

3. 研究の方法

本研究目的を達成しようとするにあたり、次のような研究計画・方法を採用する予定である。「子育て・教育の社会的規範理論」の構築という本研究は、「研究目的」で触れたように、現代日本社会における多様な問題状況を視野に入れつつ、子育て・教育の規範理念のある種のグランドセオリーとして設定してみようという試みである。各研究年度においては、以下に述べるように柱となる理念形態および問題設定の枠組みを異なった視点・レベルから検討していくこととする。具体的には、問題設定となる「子育て・教育の社会規範理論とは何か」についての検討、規範理念に関する「分配論（正義論）としての規範理念」、「陶冶論（人材育成論）としての規範理念」、「処遇論（子どもの権利論）としての規範理念」の検討、そしてまとめとなる「各規範理念の関係」である。

これらの論点を分析検討するにあたっては、問題状況の把握に必要な資料収集（各種関連文献および、統計資料等）とともに、副

次的に関係諸機関への聞き取り・訪問や、関連学会・研究会への出席も行う予定である。次に収集された各種資料やデータの読み込み・整理を進める。その際に、問題設定・データ収集・データ分析・執筆の各過程を同時進行的に進める手法である社会学などで用いられる「漸次構造化法」（佐藤郁哉『フィールドワークの技法』2002年、新曜社）なども使用しつつ、検討を進めていく。

4. 研究成果

初年度（平成27年度）は、上記の本研究における柱的な論点・問題枠組みの相補性を強く意識しつつ、主として文献資料を収集し、そこでのさらなる個別論点を整理した。

「子育て・教育の社会的規範理論とは何か」に関しては、まずは子どもに関係する理論・政策に含まれる明示的あるいは黙示的な理念を整理した。ルソーの『エミール』やデュイの『民主主義と教育』に代表されるような古典はもとより、教育政策・児童福祉政策に含まれる理念を整理した。その特徴を整理するために、検討に資する資料・文献を収集した。

「分配論（正義論）としての規範理念」に関しては、教育作用を長年にわたり正義の観点から考察してきた宮寺晃夫やレヴィンソンの議論をまず整理した。子育てや教育に関わる基本的な財やサービスの正当な分配のありようの検討という視点に絞って、ロールズの基本財理論やドゥオーキンの平等論などの整理も行った。さらに、子どもの貧困研究や学歴 社会階層研究において検証されつつある、子育て・教育に向けられた費用とその効果についての議論を本研究に関連する範囲で整理した。

「陶冶論（人材育成論）」に関しては、まず「何に向けての陶冶なのか」についての類型化を進めるための基礎作業を行った。具体的には、種々の教育思想に含まれる子ども観・人間像を整理することはもとより、毎年発行される文部科学白書や子ども白書などの白書類から戦後日本社会においてどのような子ども観・人間観が想定されてきたのかにつきまとめた。また、昨今注目されつつある「シチズンシップ」観念が陶冶論としてはどのように位置づくのかについても整理した。関連する資料を各種白書類も含め多角的に収集した。

「処遇論（子どもの権利論）としての規範理念」に関しては、今年度まで上記科研費を得ていた研究である「子どもの権利論の基底に位置づく子ども論・子ども学」での成果が、本研究の枠組みの中ではどのような位置づけになるのかについてまとめた。関連するChildhood Studies の文献も刻々と出版されつつある状況であるので、それらの収集・整理作業も続行した。

「各規範理念の関係」に関しては、

の位相の異なる三つの視点をいかにして「分配論 陶冶論 処遇論」という相互に組み合わされた三項関係として捉えうるかにつき、要素の抽出・対照化などの分析基礎作業を行った。三視点が相補関係にあることを各要素間の関連性などで示した。

第二年度（平成28年度）は、初年度の資料収集・論点整理を踏まえて本格的な論点の検討を行った。

「子育て・教育の社会規範理論とは何か」に関しては、初年度に概括的に整理検討してきた各規範理論を～の軸にまとめることが、子育ておよび教育の基礎理論として相応の説得力を持つことを示した。特に、フェミニズムや他の社会政策などについての基礎理論との比較を通じて、本枠組みの意義・課題を探った。他領域の基礎理論に関する文献等を追加的に収集していく作業も進めた。

「分配論（正義論）としての規範理念」に関しては、分配的正義論が正義論一般の中でどのような位置を占めるのかに留意しつつ、現代の先進諸国が実際にどのような観点から子どもに関わる財・サービスを分配しているかにつき、資料を収集し整理検討した。また、教育の機会均等論（教育の平等論）が本研究の三項関係の中でどのように捉えられるのかについても整理検討した。

「陶冶論（人材育成論）」に関しては、前年度に整理された「何に向けての陶冶なのか」についての類型化を、Childhood Studiesにおいて明らかにされてきたいわゆる子ども像の相対性と意想外の有能性という知見と突き合わせて検討した。そこから、各類型化の現代的な意義と課題を確認した。

「処遇論（子どもの権利論）としての規範理念」に関しては、可能な限り陶冶論と処遇論を分別することを意識しつつ、子ども中心論（child-centered theory）の意義と課題を押え、中でも子どもの権利論を処遇論の視点から再考し整理した。

「各規範理念の関係」に関しては、～の三軸・三項の相互関係のありようを、共通する要素に着目しながら、図表化も含めた整理作業を行った。特に社会的に強い訴求力を持つような諸理論や政策がその中でどのような位置を占めるのかにつき、検討した。また、具体的な教育政策や、貧困対策など子どもに関わる社会政策が三つの相補関係の中ではどのような位置・方向性を示しているのかについて明らかにした。

最終年度（平成29年度）では、本研究の全体的なまとめおよび、得られた成果の積極的な発信を執筆・報告書作成という形で行った。まず、前年度（平成28年度）に検討された課題を詳細に再検討した。その中で明らかにされた、残された課題を剔抉した。さらに、資料の蓄積・準備として不十分な領域に関する追加の文献・資料の収集を行った。

本研究の成果を報告書という形で社会的に発信していくとともに、岡山大学法学部の

紀要である『岡山大学法学会雑誌』において論文として掲載していった。また、日本法哲学会において本研究によって得られた成果を発表し論文化した。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕(計5件)

大江洋、親の正義論、岡山大学法学会雑誌、査読なし、第67巻第3・4号、2018、519-560

<http://ousar.lib.okayama-u.ac.jp/55762>

大江洋、子どもとケア、法哲学年報2016 ケアの法 ケアからの法、査読なし、2017、33-47

大江洋、親業免許制度とリベラリズム、岡山大学法学会雑誌、査読なし、第67巻第1号、2017、144-178
<http://ousar.lib.okayama-u.ac.jp/55334>

大江洋、市民性教育とリベラルデモクラシー、岡山大学法学会雑誌、査読なし、第65巻第3・4号、2016、1180-1214、<http://ousar.lib.okayama-u.ac.jp/54128>

大江洋、子どもをめぐる規範理論、岡山大学法学会雑誌、査読なし、65巻1号、2015、179-208、<http://ousar.lib.okayama-u.ac.jp/53624>

〔学会発表〕(計1件)

大江洋、子どもとケア、日本法哲学会、2016年11月13日、立教大学(東京都豊島区)

〔図書〕(計1件)

大江洋 他、ナカニシヤ出版、逞しきリベラリストとその批判者たち：井上達夫の法哲学、2015、105-117

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計0件)

名称：
発明者：
権利者：

種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

大江 洋 (OE Hiroshi)
岡山大学・大学院教育学研究科・教授
研究者番号：80308098

(2) 研究分担者

なし

(3) 連携研究者

なし

(4) 研究協力者

なし